

## 入札説明書

平成 31 年札幌市告示第 795 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 平成 31 年（平成 31 年(2019 年)）2 月 15 日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課調整担当係

（電話 011-211-2376 担当：三浦）

3 入札に付する事項

(1) 業務名 札幌市民泊総合窓口運営管理業務

(2) 調達案件の仕様等 業務仕様書による。

(3) 履行期間 平成 31 年(2019 年)4 月 1 日～平成 32 年(2020 年)3 月 31 日まで

(4) 履行場所 北海道経済センタービル 2 階（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 2-1）

(5) 入札書の記載方法

紙入札により総価で入札すること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 30～32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が役務「一般サービス業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全なものでないこと。

(4) 札幌市競争入札参加資格者参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業所(本店、支店等)が札幌市内にあること。

(6) 一定の資本関係又は人的関係にある者同士が同一の入札に参加していないこと。

(7) 告示日を起点とする過去 5 年以内に、本市その他官公庁における窓口運営業務及びコールセンター業務の履行実績があること。

5 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問合せ先

上記 2 及び札幌市公式ホームページ上に掲載

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/minpaku/h31nyuusatu.html>

(2) 入札の日時及び場所

平成 31 年 2 月 25 日（月）15 時 00 分

札幌市経済観光局南西会議室（札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所15階）

(3) 入札書の提出方法

ア 入札書は様式1「入札書」にて作成し、上記(2)の指定日時及び場所において、紙入札方式により提出すること。（送付及び電送による提出は認めない。）

イ 入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書を提示しなければならない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

提出期限 平成31年2月20日（木）17時15分

※ 8時45分から17時15分までの間に提出すること。

提出方法 様式5により書面による持参、送付又はメール（kanko@city.sapporo.jp）により提出すること。

注意事項 メールにより質問を行う場合は、件名を「(質問) 札幌市民泊窓口管理運営業務について\_会社名」とすること。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から平成31年2月20日（水）17時15分までに提出すること。

ウ 回答書の閲覧

平成31年2月21日（木）以降、上記2にて閲覧に供するとともに、ホームページ（札幌市「札幌の観光行政」）に掲載する。

(5) 入札の無効

ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提示の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状（様式2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることがで

きない。

#### (8) 開札

ア 開札は、入札後直ちに上記(3)の場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状(様式 2)を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

### 6 入札手続等

#### (1) 入札保証金 免除

#### (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、送付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要綱の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することができる。

#### (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類(別紙参照)を、平成31年2月20日(水)17時15分までに提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

#### (4) 落札者の決定方法

##### ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

##### イ 同額抽選

落札候補者となる同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

#### (5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその 5 日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に札幌市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において札幌市長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 札幌市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項

様式 3 のとおり

(8) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（札幌市の休日を含む条項に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記 2 に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

(9) 各種問合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 15F 北側

札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課事業調整担当

電話：011-211-2376 担当：三浦

メールアドレス [kanko@city.sapporo.jp](mailto:kanko@city.sapporo.jp)

各種質問は、告示の日から平成 31 年 2 月 20 日（水）17 時 15 分までに様式 5 により書面による持参、送付又はメールにより送信すること